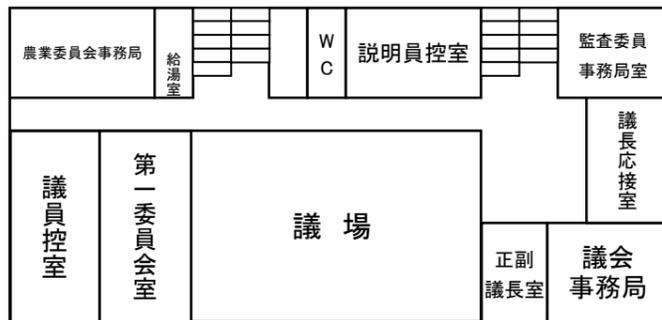




議場だか

二元代表制の一端を担う議会

地方分権時代には、機関対立主義ともいわれる二元代表制を機能させる必要があります。対立とは、**敵対視する意味**ではなく、地方自治の原則により、執行機関と議事機関である議会が切磋琢磨しながら、**住民とともにまちづくり**することです。両者が緊張関係を保ちながら「善政」のための競争を続けることが適切だといわれています。



▲役場3階見取図

役場3階には議場を含めた議会の機能があります。各部屋には次の役割があります。

▶監査委員会事務局

監査委員が執務する部屋です。監査委員は、学識経験者と議会議員から選出された2人です。仕事の内容は、大きく分けて2つで、1つは毎月行われる「例月出納検査」で、現金の出入れ状況や工事等の書類の状況を検査することです。もう1つは「決算審査」です。これは前年度の収入と支払いの概要を審査し、町の様々な事業が行われた状況を確認するものです。

▶委員会室

各常任委員会、議員協議会などに使用します。

▶議会事務局

議会運営の事務全般を補佐する職員がいます。

▶正副議長室

議長と副議長が執務する部屋です。

議会耳より情報

- 議員席には番号がついており「1番」から議員歴が若い順番に着席している。同期の場合は生年月日順に並んでいる。ただし15番は副議長、16番は議長の席。審議中は、議長席にいる議長の16番は空席となる。
- 傍聴席からは声援やヤジ、拍手なども禁じ、注意され従わない場合には退場を命じられることもある。
- 席のマイクは、インターネット配信のビデオカメラと連動しており、書記席でタッチパネルを使い遠隔操作を行っている。

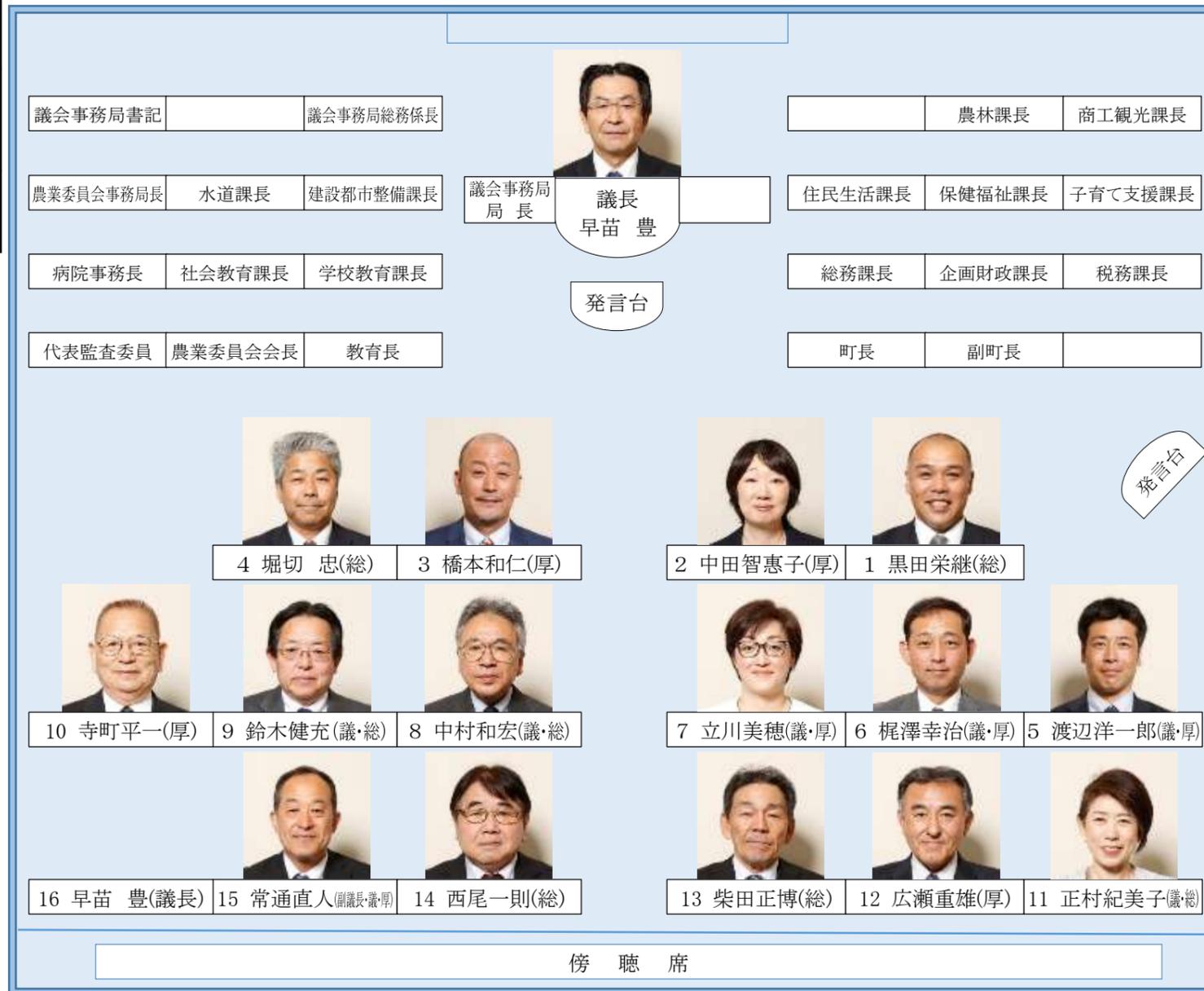


表1 町議会の主な仕事

条例を決める
予算を決める
決算の内容を審査する
重要な契約を締結する
その他法律に定められていることを決める
議長・副議長・選挙管理委員長などを決める
町の仕事が正しく行われているか調査や検査をする
町の公益のために国・道などに意見書を提出する

▼議会の傍聴

議会は、町民の皆さんに開かれています。本会議、委員会のどちらも傍聴できます。

▼本会議と委員会

議員全員が参加する会議を「本会議」といいます。本会議では、**議会の権限（議決、同意、選挙など）に関する意思決定をすべて行っています。**しかし、町の仕事は町民の多様な生活環境に対応するため、複雑で専門的になっていきます。そこで、専門的に詳しく審査するために、**本会議での審議のために予備的に審査する機関として、議会運営委員会と少数の議員で構成する二常任委員会（総務経済・厚生文教）が設けられています。**

▼定例会議と臨時会議

毎年定期的に招集される議会を「定例会議」といいます。定例会議は**二月、六月、九月、十二月の四回招集され、**私たちの暮らしに関わる重要な議案を審議します。定例会議と定例会議の間には、ある程度の期間があります。次の定例会議まで待てない緊急な案件が出る場合があります。そのような時に必要に応じて開かれるのが「臨時会議」です。

▼町議会の仕事

芽室町で行ういろいろな事業は、全て相談して決定していくことが望ましいことですが、全町民が一箇所に集まることは、現実的に不可能に近いことです。そのため、町民の中から代表者（町議会議員）を選挙で選び、町議会を組織しています。

町議会の仕事は、法律（地方自治法）によって多くの権限が与えられています（主なものは、表一参照）

ようこそ 議場へ



選挙で選ばれた町民の代表は
町の政策等を 役場庁舎3階の
議場で決定します。
町民がその審議の過程を
知ることができるように
議会では傍聴席を用意しています。
議会の傍聴はまちづくりへの
第一歩にもなるのです。

芽室町議会の本会議の一般的な流れ

1 議案の提出（町長、議員）

条例案、予算、意見書案、決議案など多くの議案が提出される。

2 本会議で議題とする

本会議で審議する前提として、議題の宣告が必要。関連のある議案は一括議題も。

3 提案理由の説明

提案者から議案の内容を説明する。

4 質疑・答弁

議員が提案に対して質疑を行い、町長などが答弁する。

5 討 論

議員が議案に対して賛成または反対の意見を述べる。

6 表 決（採 決）

出席議員が賛成か反対かを表明する。賛成者が出席議員の過半数をもって可決される（例：特別多数議決）。表決方法には、起立、投票、簡易の3つがある。

議場の ルール

町議会には約束事がある

どうしたら町がさらに発展し、住みよくなり、できるかななどを、町民の代表である議員が集まり、話し合って決める。これを「議決」といいます。議会が議決機関と呼ばれる理由です。

議会の仕事は、一つには議案の審議を通して町の政策を決定すること。もう一つは、町政をチエックすることです。そのうえで町議会にはいくつもの細かな約束事を決めています。国会とはそもそも成り立ちから異なっています。

▼質疑と質問は違う

「質疑」とは、議員または執行機関側（町長など）から提出された議案に対して、疑問や不明確な点をただす発言のことをいいます。質疑回数には、**本会議では三回まで認められています。**

また、「質問」とは、町政に関して執行機関がこれまでどう行ってきたか、また、今はどうか、そしてこれからはどうするのかなどをただす発言をいい、「**一般質問**」と「**文書質問**」、「**緊急質問**」があります。

一般質問は、質問の内容を「**通告書**」によって、**事前に議長に提出することになっています。**答弁者は、この**通告書**をもとに前もって資料を集め、**的確に答えるために調整**します。一般質問は、一問一答形式となっており制限時間は九十分間です。

芽室町自治基本条例の中で規定される「議会項目」

●第1章 総則

(町政運営の基本原則)

第3条 町は、町民が主役となった自治の実現を図るため、次に掲げる事項を町政運営の基本原則として定めます。

(6) 議会における町民参加と議員の自由討議の推進によって、広く町政の課題を明らかにし、町としての最良の意思決定を導きます(議会と議員活動の原則)。

●第7章 議会と議員活動の原則

(議会の役割)

第22条 議会は、町民による直接選挙で選ばれた議員によって構成される議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行います。

2 議会には、町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制する機能があります。

(議会の責務)

第23条 議会は、町長等が示す政策方針及び議案等の内容が、この条例の規定に適合しているかを点検します。

2 議会の責務について必要な事項は、別に条例で定めます。

【議会基本条例(議会広報の充実)第9条 議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知します。

2 議会は、情報通信技術(ICT)の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行います。(議決事項の拡大)第14条 議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。)第96条第2項の議決事件について、次のとおり定めます。(1) 芽室町総合計画に係る基本構想及び実施計画 (2) 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告 (3) 芽室町庁舎建設基本計画 (4) 芽室町都市計画マスタープラン】

(議会の活動)

第24条 議会は、議員間の自由な討議の尊重のもと、町政にとって最良の意思決定を導くため、議会活動の充実を図ります。

2 議会の活動について必要な事項は、別に条例で定めます。

【議会基本条例(議会の活動原則)第3条 議会は、全ての会議を原則公開するとともに、民主的かつ効率的な議会運営のもとに、次の活動を行います。(1) 議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行うこと。(2) 町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制すること。(3) 議員相互間の自由かつ適度な討議を通して意見を集約し運営すること。(4) 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項についての議案を議決したときは、町民に対して説明すること。】

●第8章 町民、町長、議員及び職員の責務

(議員の責務)

第27条 議員は、町民による直接選挙で選ばれた者として、町民の意向を常に把握し、議会活動に反映します。

2 議員の責務について必要な事項は、別に条例で定めます。

【議会基本条例(議長及び議員の活動原則)第5条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。(2) 議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。(3) 議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をすること。(4) 議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。】

●第9章 最高規範性と見直しの継続

(最高規範性)

第29条 この条例は、町が定める最高規範であり、町民、町長、議員及び職員は、この条例を誠実に守ります。

2 町は、町政運営の基本原則に基づき、基本的な制度の整備に努めるとともに、他の条例、規則などの制定、見直し及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図ります。

※芽室町自治基本条例のほかにも、議会基本条例・会議条例・委員会条例・傍聴の規則など多くのきまりがあります。



議員が、議案などの採決の前に、賛成か反対かの意見を表明することを「討論」といいます。また、議案などの審議が十分に尽くされると、議長は出席者全員に対して賛成か反対かを問い、可否を決めます。議案等の表決(採決)は、通常は起立方式により、特別な場合は、投票によることもあります。なお、本会議において審議が十分に尽くされないときは、議会の議決により、所管の委員会に付託し、継続して審査することもあります。

▼討論から採決へ

議会活動 を知る

議会は町民の皆さんに開かれている

住民が会議の状況を直接見聞きすることは重要です。議会への住民の意思反映状況を住民が知り、監視することは議会活動にとっても有効です。特に状況の変化の激しい今日において、期待どおりの議会活動になっているかどうか、ご意見やご提言をいただくことで議会も反映し、改革や活性化の推進にもつながります。本町議会は、本会議も各委員会や全員協議会も原則公開しています、議会を知るための手段は、議会だよりだけではないのです。



↑ 毎月発行の「議会だより」

【インターネット発信】

本会議や各委員会が開催されている日は、芽室町議会のホームページで議会の模様を中継しています。数日後にはホームページで録画映像を観ることができます。



[芽室町議会 HP]

また、公式フェイスブックでは議会の情報を、ほぼ毎日更新しています。



[芽室町議会 Facebook]



3委員会(総務経済・厚生文教・議会運営委員会)があります

【会議録】

本会議の発言等を記録した会議録を作成しています。会議録は議会事務局で閲覧することができます。

また、芽室町議会のホームページにも会議録を掲載していますので御覧ください。

【傍聴】

本会議と各委員会が開催されている日は、傍聴することができます。

傍聴の際の手続きは不要です。なお、団体で傍聴される場合は、事前に議会事務局へご連絡をお願いします。

【請願・陳情とは】

国・道・町政 についての要望や意見を書面で直接町議会に提出することができます。

議員の紹介のあるものを「請願」、ないものを「陳情」として扱います。

町議会に提出された請願(陳情)書は、内容に関する委員会で審査し、最終的に本会議で採択か不採択かを決めます。

採択された場合は、町長や関係機関へ送付し、その実現を要望します。また、請願や陳情の審査結果は、請願(陳情)者へ通知します。

【提出方法】

請願(陳情)書には、日本語で請願(陳情)の趣旨、提出年月日、請願(陳情)者の住所、氏名(団体の場合は、その名称と代表者の氏名)を記載願います。

請願書や陳情書を提出する場合は、議会事務局まで直接お持ちください。

なお、郵送や町民以外からの陳情等については内容に関する委員会への参考送付扱いとなります。詳しくは議会事務局へお問い合わせください。

【参考人・公聴会等】

外部の知識の活用は、委員会の公聴会・参考人制度があります。また、専門的知見の活用(自治法 100 条の 2)も可能になっています。議会は、住民や専門家の声を参考として研究し討議を行い表決していくことが求められています。

請願陳情 提出方法

住民の政策提案の二つ

国民をはじめ、広く人々が、国または地方公共団体等の公共団体に対し、それらが所管する事項に関し、一定の措置を取るよう、あるいは取らないよう希望し申し出る事ができます。

請願や陳情は、受理した官公署に対し、特別の法律上の拘束を課すものではありませんが、民意を届けるためには優れた制度です。対象となる事項の範囲は極めて広く、その手続きも簡単なのが特徴です。



↑ 平成 30 年度「未来フォーラムⅣ」

これまで取り組んできた活性化策

- ①議会基本条例の制定(H25.4.1)
- ②通年議会制 通年の会期制)への移行(H25.5.1)
- ③議会だよりの通年発行(H25.4.1)
- ④議会報告と町民との意見交換会(議会フォーラム)の開催(H24)
- ⑤全会議(全員協議会・委員会含)のインターネット中継・録画配信(H25.8.1)
- ⑥議会モニターの設置(H24.4.1)
- ⑦議会改革諮問会議の設置(H25.6.3)
- ⑧議員研修計画の策定と予算化(H24.4.1)
- ⑨議会サポーターの設置(H24.4.1)
- ⑩北海道大学公共政策大学院との包括連携(H24.6.6)、町内私立高校との包括連携(H30.10.12)
- ⑪政策形成サイクル導入(政策討論会・町長提言)(H26.10)
- ⑫議会 ICT 計画策定・推進 Facebook(H25.5.28), LINE(H26.7.14), Twitter(H26.8.16)、タブレット導入(H28.5.12)
- ⑬議会白書の作成・公表(H25)
- ⑭自治基本条例、議会基本条例、議員倫理条例の議員自己評価(H26.5)
- ⑮予算決算特別委員会の常設(H27.5)
- ⑯子ども議会の検討(H26.9)・議会見学会実施
- ⑰各委員会ミーティング 戦略会議)実施(H26.8)
- ⑱審議会委員の就任全廃(H26.12)
- ⑲政策提言を決議(H27.3)
- ⑳議会災害時対応基本計画の策定(H27.12)
- ㉑議員倫理の確立(H28.1)
- ㉒議会図書室機能の整備検討(H28.3)・町図書館との連携(H29.9)
- ㉓議論におけるグランドルールの設定(H30.6.15)
- ㉔議員選出監査委員・監視・監査機能強化のあり方検討(H30.11.5)
- ㉕議会傍聴手続きの全廃(R1.5.1)

改革と 活性化

議員の資質と議会力の向上を目指して

議会が活発に活動するためには、権限の活用や条件整備が必要です。しかし、それだけでは充実するとは限りません。住民と議員、議員と議員、執行機関と議員がそれぞれの緊張関係をつくるのが大事ともいわれています。まず、議員の資質向上と議会力の向上を目指して、意欲的に議会改革、活性化に取り組んでいきます。

	開会のベルが鳴る
事務局長	修礼を行いますので、ご起立願います。
	全員起立
事務局長	おはようございます。
	全員、「おはようございます」と言い、礼をする。
事務局長	ご着席ください。
	全員着席
事務局長	本日の出席議員は、全員の16名です。
	事務局長、着席
●開会宣言	
議長	ただ今の出席議員は16人で、定数の過半数に達しておりますので、会議は成立いたします。これより「令和2年度白樺学園高等学校3年生による芽室町議会模擬議会」を開会いたします。
●日程第1 会議録署名議員の指名	
議長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、芽室町議会 会議条例第123条の規定により、1番、〇〇議員 及び 2番、〇〇議員を指名いたします。(〇〇は、1番と2番の席の人の名字)
●日程第2 委員会報告	
議長	日程第2、委員会報告。議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。〇〇議会運営委員長(〇〇は、3番の席に座った人の名字)。
	3番の席の人は、議長席前の発言台に向かう。議長に礼をする。
3番	<p>令和2年白樺学園高等学校による芽室町議会模擬議会の運営について、10月16日に開催した議会運営委員会の審議結果について、ご報告いたします。</p> <p>当日は、議長の出席を得て、町長・総務課長の出席を求め、本会議の開催日及び議案の審議要領等について審議を行いました。</p> <p>まず、一般質問については、10月15日午後5時の通告期限までに、1人の議員から通告がありました。このことから、本日1人が一般質問を行うことにいたしました。</p> <p>また、本会議に提案予定事項の説明を受け、その審査を行いました。提案予定事項については、町長提案は1件で、内容は条例制定が1件であります。これらの状況を考慮し、議会体験の本会議については、本日1日にすることと決定をいたしました。</p> <p>町長提案1件につきましては、いずれも本会議において審議、報告を行うことといたしました。</p> <p>以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。</p>
	礼をして、自分の席へ戻る
議長	(3番が着席したら)以上で委員会報告を終わります。
●日程第3 一般質問	

議長	日程第3、一般質問。これより、一般質問を行います。〇〇議員(5番目)の質問を許します。〇〇議員。
5番	はい。
	右手側の発言席へ移動する
	☆発言中は立ったまま行う
5番	<p>それでは質問いたします。私の質問は、通学路の環境整備についてであります。</p> <p>現在、町内には芽室高校・白樺学園高校の2つの高等学校が設置されております。芽室高校は道道の幹線(かんせん)道路付近にあるため、歩道・街灯が設置をされておりますが、白樺学園高等学校は農業地帯にあり、歩道は整備されているものの、街灯の設置はない状態です。付近は町道ですが交通量も多く、下校の時刻になると真っ暗になり、通学路の安全面の確保が必要と考えております。</p> <p>そこで、街灯の設置について、どのようにお考えになっているのか、町長の見解を伺います。</p>
	着席する
議長	〇〇議員の質問に答弁を求めます。〇〇町長(〇〇は町長席の人の名字)。
	町長、その場で起立
町長	〇〇議員(5番の人)のご質問にお答えします。町としては、ただいまのご質問の内容について、関係者と検討したいと考えております。
	町長、着席する
議長	以下、質問を認めます。〇〇議員。
5番	ただいま、町長から「関係者と検討したい」との答弁がありました。具体的にはどのような方々と、いつまでに、検討をお考えでしょうか。
議長	〇〇町長(〇〇は町長席の人の名字)。
	町長、その場で起立
町長	町としては現状を認識しておりますので、今年度内に、学校関係者、地域の方々と意見を交わす場を設けてまいりたいと考えております。
	町長、着席する
5番	議長！
議長	〇〇議員。
5番	ただいま、町長から、今年度内に検討したい旨の答弁がありました。以上で質問を終了いたします。
	5番、自分の席へ戻る。

議長	以上で、〇〇議員の質問を終わります。
●日程第4 議案第1号 消費税改正に伴う学校内の自動販売機の料金改定に関わる条例制定	
議長	日程第4、議案第1号 消費税改正に伴う学校内の自動販売機の料金改定に関わる条例制定の件を議題とします。提案理由の説明を求めます。〇〇総務課長。
	総務課長、その場で起立。
総務課長	それではご説明いたします。内容につきましては、商品の価格を現行の100円から110円への値上げを行います。具体的な商品については、お手持ちの資料に記載をしておりますので、ご覧ください。以上で説明を終わります。
	総務課長、着席
議長	これから質疑を行います。質疑はありませんか？
	全員「なし」という
議長	ないものと認め、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	6番、挙手
議長	〇〇議員。
	6番、その場で起立
6番	自動販売機の料金改定に関わる条例制定の件につき、反対の立場から討論いたします。増額は10円ですが、現在の状況から考えると、非常に厳しいものとなり、高校生の財政状況は、さらに深刻なものになると思います。よって値上げすべきではないと考え、反対討論といたします。
	6番、着席
議長	他にありませんか。
	7番、その場で起立
7番	自動販売機の料金改定に関わる条例制定の件につき、賛成の立場から討論いたします。今回の消費増税に伴い、増額しないと、自動販売機を設置する事業者の経営に打撃があり、場合によっては自動販売機が撤去されるなど、私たち生徒の学校生活に対して大きな影響が考えられます。よって今回の値上げは、やむを得ないと考えることから、賛成討論といたします。
	7番、着席
議長	他にありませんか。
	全員、無言
議長	ないものと認め、討論を終わります。これから採決します。本案は、原案のとおり決定することに、賛成議員の起立を求めます。
	どちらにするか考えてみましょう。賛成⇒起立 反対⇒着席
	☆ただし、6番は着席、7番は起立して下さい。

議長	起立多数(起立少数)と認めます。よって、本案は原案の通り可決されました。(本案は否決されました)
	起立した人は着席する。
議長	以上で、本日の会議に付された議件は全部終了いたしました。 これをもって、令和2年度白樺学園高等学校3年生による芽室町議会模擬議事を閉会します。
事務局長	修礼を行いますので、ご起立願います。
	全員起立
事務局長	お疲れ様でした。
	全員、「お疲れ様でした。」と言い、礼をする。
事務局長	ご着席ください。
	全員着席
模擬議会終了	